



発行 福島原発かながわ訴訟原告団

〒231-0011 横浜市中区太田町 4-55 横浜馬車道ビル 6F 馬車道法律事務所内

TEL : 090-2742-5572 (村田) / 090-4885-9173 (唯野) FAX : 045-662-4831

E-mail → norikun@k6.dion.ne.jp

H.P. → http://110311fkg.jimdo.com/

【郵便振替】口座番号 : 00230-5-136119

加入者名 : 福島原発かながわ訴訟原告団

# 東電、究極の開き直り 第7回弁論

ビ：ふるさとを返せ！



「怒りで膝がガクガクした」と報告する山崎健一弁護団副団長（右）  
＝7月16日、日比谷コンベンションホール

「支払った賠償金を原資に住宅を確保した時点で避難は終了している。賠償は既に過払いだ」。7月16日（金）、東京高裁で開かれた福島原発かながわ訴訟第7回口頭弁論後の進行協議で、被告東電側は、驚くべき主張を展開しました。この主張に基づいて今後、個別の原告ごとに本人尋問も含めて立証していくという（7面に主張の骨子）。

東電は最近、各地の訴訟でも「弁済の抗弁」と称して過払い論を展開、原告の心の生傷に塩を擦り込むような言辞を弄していますが、住宅確保、転勤、進学に伴う住居変更などを「避難の終期」と一方的に決めつけ、被害を否定する「究極の開き直り」とも言うべき主張で、原告・弁護側は徹底的に反論していくことにしています。

口頭弁論では、山田俊子原告団副団長と黒澤知弘弁護団事務局長が意見陳述。今も続く被害の実情を踏まえた正当な判断を、と訴えました。

原告側は、12月の期日から証人尋問に入るよう求めました（2～7面に陳述の要旨）。

＜今後の弁論＞ 第8回 ● 10月 8日（金）／第9回 ● 12月 17日（金）午前 10時～（いずれも東京高裁 101号法廷）

## かながわ訴訟第2陣、9月3日に提訴

福島県内からの避難者が9月3日、かながわ訴訟第2陣として、国の責任と損害賠償を求めて横浜地裁に提訴します。原告は、避難指示区域内外からの約5世帯になる見通し。提訴に先だって地裁前で集会を行う予定です。

## 国の責任認め、原状回復は棄却

津島訴訟判決

放射能汚染からの原状回復と「ふるさとはく奪」への償いを求めた浪江町津島訴訟判決が7月30日、福島地裁郡山支部で言い渡されました。判決は、国の責任を明確に認めましたが、原状回復については「作為義務が特定されていない」として却下しました。国の責任を認めた判決は11（地裁9、高裁2）、否定は9（同8、1）となりました。

賠償については、「十分に支払った」とする東電の主張を退け、①避難②ふるさとはく奪③被ばくに対する不安の各慰謝料として、原告640人中621人に一括150万円、②が認められない13人に120万円の支払いを命じました。

国・東電に対し地域の放射線量を下げさせる請求ができるかという点について判決は、個人の権利に基づく請求はできるとしながら、「国や東電が現在、放射性物質を支配管理しているとは認められない」として事実上退けました。

## 「原発事故10年」企画展示・講演会の中止

新型コロナウイルス感染の急拡大を受けて、福島原発事故10年企画実行委員会は、8月10日（火）～15日（日）に新横浜のオルタナティブ生活館で開催を予定していた企画展示・講演会を中止しました。事態の推移を見極め、開催を再検討することにしています。

# 温めてきた夢を奪われ放浪の人生

一審原告　山田俊子さん（南相馬市から神奈川県に避難）



私と夫は、いずれも本件の原告、控訴人となっています。

夫は福島県飯館村の出身で、大学卒業後に東京に出てきました。私は、もともと神奈川県の出身でした。私たちにはいずれも働いており、非常に忙しくストレスも多い生活の中で、次第に自然の中での生活にあこがれるようになりました。老後は自然の豊かな土地で、自ら無農薬の野菜を栽培し、ミネラルたっぷりの水を飲み、地域の人たちとの交流をしていくような生活したいというのが、私たちの夢になっていきました。

## ● ミネラルたっぷりの水を飲み、田植えをし、温めてきた夢を実現

私たちはその実現のために、昭和 50（1975）年代の後半から、南相馬市原町区の土地に住むことを考え、昭和 56（1981）年ごろから原町区の土地を購入しました。その後時間をかけて自宅を設計し、転居する時期を待っていました。

そして福島第一原発事故の 4 年前（2007 年）に、私たちは所有して住んでいた東京都町田市の団地の家を売って、原発から約 24 キロ、旧緊急時避難準備区域にある原町区の自宅を、多額の出費をして兄夫婦と一緒に建てました。私たちにとって、原町区での生活は、長年温めてきた夢だったのです。

実際に原町区での生活は、思い描いていた通りのものでした。南相馬は、山あり海あり、冬でも野菜ができました。近くで湧き出している、ミネラルたっぷりの水を飲むこともできました。引っ越ししてきてすぐに無農薬で米作りをしている親族から、大事な一枚の田を借りて、教わりながら田植えをしました。私は山歩きのグループに入り福島県各地の山を歩き、3 年目には靈山（りょうぜん）に登り、そこから福島の山あいの村々を見て、感激しました。

夫は、鍼灸マッサージの技術があり、自宅の治療院や、20 名くらいの近所の方を訪問し、マッサージを行って喜ばれていました。また夫は、自宅でそばを打ち、施術に来られた人に分けて喜ばれたりもしていました。夫は、そのことにやりがいと喜びを感じていました。

自宅はバリアフリーで広々として明るく、親戚や近所の方をいつでもお招きできる、開放的な場所でした。

私たちは、原町区での生活に満足し、これからもここでさらに豊かな生活を送れると考えていました。そこへ、この原発事故です。

## ● 築いた人間関係も絶たれ、生き甲斐を奪われた避難生活

震災当時、夫は南相馬市の患者宅、私は友達との旅行で水戸市にいました。夫は、周囲の多くの人が避難する中、私の帰りを待つて3月 18 日まで自宅に留まってくれました。しかし、放射能汚染が広がって夫も避難せざるを得なくなり、兄夫妻が避難している福島市の旅館によろよろと避難しました。一方私は、福島に帰ることができず、関東の親戚や友人宅を転々としていました。神奈川まで避難してきた夫とようやく合流できたのは4月 4日のことで、私たちは、一番危険な時期に、1カ月近く離ればなれのまま避難をせざるを得なかったのです。

私たちは、愛川町の雇用促進住宅で避難生活を続けましたが、その住環境は、冬は寒く、部屋も狭く、南相馬市の自宅と比べて辛いものでした。私たちは、原町区で築いていた人間関係から切り離されてしまいました。特に夫は、愛川町に縁もなく、住宅も狭く、マッサージの仕事はできなくなってしまい、生きがいを奪われてしまいました。その中でも夫は東京の学校で技術を身に着けようと努力をしましたが、施術をする場所もなく、努力も無駄になってしまいました。夫が元気をなくしてしまうのは、私にとってもつらいことでした。それでも私たちは、福島県が雇用促進住宅の賃料の補助を打ち切った後を含めて約8年間、愛川町にお世話になりました。

## ● コロナ禍で一時帰宅…汚染されてもやはりここが故郷

ところが、2020 年に新型コロナウイルスの流行が始まり、娘が「私たちにうつしたら大変」と気を遣うようになったため、原町

# 国民の健康と命、国は真剣に守ってほしい

区の自宅に一時帰宅を決心し、今は、福島に住んでいます。

こちらに帰ってきて思うのは、汚染されてしまったとはいえ、ここはやはり私たちの故郷だ、ということです。東京電力は、4年しか住んでいないので故郷とはいえないでも言わんばかりの主張をしていますが、とんでもないことです。ここで、ある面ではほつとした気持ちを味わっています。このまま何の心配もせず、ここに住み続けられたらどんなによいだろうと思います。

## ● 心も、生活も、自然環境も、何もかも元には戻らない

しかし、福島原発事故は10年経った今も収束せず、緊急事態宣言中です。水、大気、土は汚染され、元に戻るのは何年後でしょうか。今でも飲料水はペットボトルを買って飲んでいます。政府や東京電力は安全だ、安全だ、と言いますが、あの事故を経験した私たちには、とても信じられません。

私たちの住んでいるところは、福島原発からわずか24キロのところにあります。避難指示は解除されたが、心も、生活も、自然環境も、何もかもが今も元に戻っていません。その上、汚染水の海洋放出、除染土の再利用、甲状腺検査の縮少、放射線安全教育等、問題は山積みです。

また、福島県では地震が頻発しています。昨年12月12日から今年3月22日までの記録によれば、福島県沖では118回もの地震が発生し、これは全国で一番多いです。福島原発はまだ廃炉にはなっておらず、今後再び大きな地震が発生した場合、どうなるのか本当に心配です。ここで福島に留まって、そしてまた地震が起きたら、また、何年か後に私たちにがんなどが発症してしまったら、私たちはそれこそ、東電や国の言葉をうのみにした、自分たちの愚かさを悔いる以外にないと思います。

## ● 消えた子どもたちの声、何としても守りたい一心

福島では、本当に子どもの数が減ったと思います。事故前には、毎朝「行ってきま～す」などという子どもの声が、澄んだ空気の中に聞こえてきましたが、今はまったく聞こえません。私の周りの人たちも、「子どもや孫と別れて自分たちだけ戻ってきた」という人たちばかりです。「子どもや孫の命は守らなければ」という強い意志です。

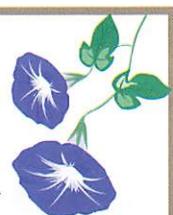
思い返すと私たち自身、政府のことを信じて、原発の恐ろしさを甘く見ていたと思います。原町区の土地を購入しようと考えた1980年代前半から、私たちの人生は狂ってしまうことが予定されていたのかと思います。自然豊かな老後の生活を信じていた私たちが、なぜ、2011年以降、いわば放浪するような生活をしなければならないのでしょうか。東京電力は私たちに十分な賠償をした、などと主張しています。しかし、この10年以上に及ぶ放浪生活、安心して住めない自宅を思う時、どうしてそのような主張ができるのか、私には信じがたいのです。

国には、国民の健康や命を守ることに真剣に取り組んでもらいたい。東電には、廃炉と損害賠償をしっかりやってもらいたい。それが、私がいま一番望んでいることです。

また、裁判所には、私たちの置かれてきた原発事故後の生活状況や、福島の状況をどうか真剣に考えていただきたいと思います。

## 傍聴席から

### 東電は思い上がるな



「福島にいる時には貸店舗だったが避難先では自宅で営業、従業員もいなくなつて良かったじゃないか」と東電から言われたと、集会で群馬の方が話してくださいました。

口頭弁論で意見陳述した原告の方は、「4年しか住んでいないのだから故郷とは言えないだろう」と言われたそうです。南相馬市原町区での、かつての豊かな暮らしや心も自然環境も元には戻らず、最近事情があつて一時帰宅している故郷では、水はペットボトルを買ひ、地震が怖く、がんに怯え、避難指示が解除されても安心して住めない。こんな状況で東電は、「十分な補償をしたと、なぜ主張できるのか信じられない」と訴えていらっしゃいました。

黒沢弁護士は意見陳述で、提訴もできず泣き寝入りしている被害者のためにも、長年にわたる被害の実相を的確に把握し、避難慰謝料もふるさと喪失の慰謝料も、避難指示区域の内外に関わらず両方を認めるべきと迫っていました。

過酷な状況の中で、こんな訴えを被害者にさせておいて、さらに傷を深く大きくえぐる東電と国の仕打ちを、私は絶対に許せません。

船木 明貴（ふくかな会員）

# 多くの被害者が泣き寝入りしている

一審原告ら訴訟代理人 弁護士 黒澤 知弘



## ● 神奈川訴訟の経緯

### 1 本訴訟の成り立ち

2011年3月11日の福島第一原発の事故により、多くの福島の住民は全国各地に避難し、その数は公的に把握されたところで少なくとも16万人にも及んだと言われ、神奈川県にも一時は4000人を超える方が避難して来られました。

私たち神奈川の弁護士は、当初は、弁護士会の活動として、避難所など各所で無料法律相談会を開催するなどして対応を続けてきました（当時の横浜弁護士会会长は当弁護団団長の水地啓子弁護士です）。

2011年8月、原子力損害賠償紛争審査会で策定された中間指針に基づき、東京電力による賠償金の支払いが開始されることとなり、原子力損害賠償紛争解決センターでの仲介手続き（ADR）も開始されました。しかし、中間指針は、そもそも政府による避難指示を基準としたもので合理的な根拠に欠けており、また、賠償額の基準は被害の実態と乖離した極めて不十分なものであり、東京電力への直接請求やADRによっては被害者が求める十分な賠償が得られない実態が明らかになりました。

### 2 本件訴訟の提起

このような中で、本件訴訟原告の方々は、東電への直接請求やADRでは解決に至らないとして、大きな決意をもって訴訟に踏み切り、2013年9月11日、本件訴訟を提起しました。

### 3 最近の東電主張

1959(昭和34)年12月12日、我妻栄が部会長となっていた原子力災害補償専門部会は、原子力委員会会長(中曾根康弘)に対し、原子力賠償責任、原子力責任保険、その他国家補償等の問題についての答申を行いました。

我妻栄は、この答申について、「原子力の平和利用という事業は、歴史上前例のないものである。その利益は大きいであろうが、同時に、万一の場合の損害は巨大なものとなる危険を孕む。従って、政府がこれをやろうと決意する場合には、被害者の一人をも泣き寝入りさせないという前提を取るべきである」という思想に基づくものと説明しています（ジュリスト No236 1961.10.15）。

現在の福島第一原発事故による賠償を巡る現状は、我妻栄ら先人の思想に反し、多くの被害者が泣き寝入りを余儀なくされていると言わざるを得ません。そればかりか、加害者である東電は、東電の賠償に異議や不服があつても訴訟を提起せずに泣き寝入りをした被害者について、賠償に納得していると決めつけ、その数が多いことをもって、多くの被害者は賠償に納得していると不合理な主張をしているものであり、こうした東電の姿勢は被害者の心をさらに深く傷付け、精神的な損害を大きくしています。

## ● 一審原告らの請求する「避難慰謝料」と「ふるさと喪失・生活破壊慰謝料」

一審原告らは、本件事故によって生じた損害のうち、精神的損害に関して、以下のとおりの損害賠償を請求しています。

### 1 「避難慰謝料」

まず、避難生活の労苦に伴う慰謝料（「避難慰謝料」）として、月額金35万円の賠償が認められるべきです。

原賠審による中間指針等において、避難指示等対象区域からの避難者に対する原則月額10万円、自主的避難対象区域からの避難者に対しては原則40万円又は8万円という賠償基準が設けられていますが、不十分というほかありません。

### 2 「ふるさと喪失・生活破壊慰謝料」

「避難慰謝料」とは別に、本件事故及びその後の長期にわたる避難生活の継続によって、従前の生活基盤が破壊、または、毀損・変容させられたことに対する慰謝料（「ふるさと喪失・生活破壊慰謝料」）として、避難指示等対象区域からの避難か同区域外からの避難かを問わず、被害者の死亡あるいは後遺障害1級による賠償基準にも照らし、金2000万円の賠償が認められるべきです。

### 3 「避難慰謝料」と「ふるさと喪失・生活破壊慰謝料」との関係

「避難慰謝料」は、避難生活の労苦に伴い生じた精神的苦痛に対する慰謝料であり、他方、「ふるさと喪失・生活破壊慰謝料」は従前の生活基盤が破壊または毀損・変容を被ったことに対する慰謝料であることから、その内容や性質が異なるものであり、別個に認められるべきものです。

### 4 「避難慰謝料」と「ふるさと喪失・生活破壊慰謝料」と被害実態との関係

#### (1) 避難指示区域について

避難指示が出された区域においては、対象となった地域全体において、地域住民が長期間にわたり、強制的に避難を余儀なく